

(4) 會社側ニヤリテハ予テヨリ後業員ノ待遇問題ニ關シ考慮
中ニアリタルガ本問題ヲ契機トシテ勞働組合組織ノ造成
セラル、ヲ頗ル憂慮シ先ツ七月五日退平法施行前ニ於テ
ル退職手當ヲ次ノ通り発表シ

(a) 一年以上二年迄ノ勤績者ニ対シテハ二週間分

(b) 二年以上一年ヲ増ス毎ニ一週間分ヲ加算ス

次ノ同八月迄ニ増給ヲ次ノ通り発表シ一般従業員ノ勤績
防止ニ努メタリ

(5) 日給 (十時間勤務) 各十銭ヲ増給

(6) 先月果給セル者ニ対シテハ各五銭ヲ増給

(3) 解決

會社側ニヤリテハ右ノ如ク進メテ待遇改善問題ヲ發表シテ
一般従業員ノ勤績防止ニ努ムルト共ニ組合本部員ヲ除外シ
テ被解雇者トノ交渉ヲ進メ即チ七月十一日午前九時矢藤廣

平ヲ工場ニ招致シ管理入増澤主馬吉ヨリ種々折衝ノ結果退
職手當六週間分金四十二圓ヲ支給スルコトニ解決シ次ノ同
日午前九時三十分更ニ三浦清一ヲ工場ニ招致シ管理入増澤
主馬吉ヨリ種々折衝ノ結果退職手當三週間分金二十三圓十
幾ヲ支給スルコトトシ高増澤ハ個人ノ資格ニ於テ他ニ就職
ノ斡旋ヲナスコトトシ夫々圓滿解決セリ

右及申(通)報候也